

京都市告示第 3 号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産（土地及び家屋）の価格等の全てを登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年4月3日

京都市長 門川大作

(市税事務所固定資産税室)